

医薬品販売業許可更新申請

概要説明	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第142条に基づく店舗販売業許可更新申請を行う場合の申請書です。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第6条準用）</p>
提出書類	<p>1 医薬品販売業許可更新申請書 2 許可証 3 申請者（法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p>
	正1部提出
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	<p>下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL; (083)231-1711 FAX ; (083)231-1376</p>
手数料	11,070円（現金）
注意事項	<p>申請書について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「許可番号及び年月日」欄の年月日は、有効期間の最初の年月日を記入して下さい。 <p>変更内容の欄について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更事項が無い場合は斜線で消して下さい。 ・変更事項がある場合は、変更年月日も記載し、変更事由によっては別途適当な添付書類(変更届参照)も併せて提出してください。 ・変更事項の欄を使用して変更の旨を届け出る場合、変更届同様、提出期限に規定がありますのでご注意ください。 <p>変更届書を別途提出されても構いません。</p>